

第106回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

(書面開催)

日時：令和5年5月1日(月)

1 議 事

- (1) 群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止について
- (2) 「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」等の廃止について
- (3) 各部局からの報告事項について

(配付資料)

資料1

- ・群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止について(案)

資料2

- ・「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」等の廃止について(案)

資料3

- ・各部局からの報告事項について

群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止について（案）

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が令和 5 年 5 月 8 日に廃止される旨の閣議決定があったため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）第 2 5 条の規定に基づき、同日に群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止する。

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」等の 廃止について（案）

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられ、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の適用除外となり、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が令和5年5月8日に廃止される旨が決定された。

このため、群馬県の以下のガイドラインを同日付けで廃止する。

（廃止対象）

- ・ 社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る県主催イベント等実施ガイドライン

「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について

〔令和 5 年 4 月 28 日〕
閣 議 決 定

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について（令和 2 年 1 月 30 日閣議決定）を廃止する。

附 則

この閣議決定は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止について

令和 5 年 4 月 27 日
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 44 条の 2 第 3 項の規定に基づき、厚生労働大臣から、令和 5 年 5 月 7 日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月 8 日に同法の 5 類感染症に位置付けられることとなった。

このため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）は、令和 5 年 5 月 8 日に廃止する。

(参考) 新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24年法律第31号) (抄)

(政府対策本部の廃止)

第21条 **政府対策本部は、**第15条第一項に規定する新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、感染症法第6条第六項第一号に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は**感染症法第44条の二第三項**若しくは第44条の七第三項の規定による**公表がされ**、若しくは感染症法第6条第八項若しくは第53条第一項の政令が廃止されたときに、**廃止されるものとする。**

2 内閣総理大臣は、**政府対策本部が廃止されたときは、その旨を国会に報告するとともに、これを公示**しなければならない。

(都道府県対策本部の廃止)

第25条 第21条第一項の規定により**政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止する**ものとする。

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う対応

R5.5.1 危機管理課

- 感染症法上の**5類感染症**に位置付けられることに伴い、**政府対策本部**は5/8（月）に**廃止**（特措法第21条第1項）。政府対策本部の廃止を受け、**県対策本部**も**廃止**（特措法第25条）
- 特措法に基づき実施してきた県民・事業者への**各種要請**や**イベントの規制**を**終了**
- 群馬県の**社会経済活動再開に向けたガイドライン**（改訂版）を**廃止**し、**警戒レベル**の運用も**終了**

5/8

2類相当

5類

県対策本部

廃止（必要に応じて関係部局長会議で対応を協議）

県民への要請

廃止

警戒レベル
（ガイドライン）

- ・各個人・事業者の自主的な感染対策
→「マスクの取扱い」、「手洗い等の手指衛生、換気」、「「三つの密」の回避、人と人との距離の確保」等について周知

イベントの規制

5類移行に伴う主な変更点等

移行前	項目	5月8日以降
新型インフルエンザ等感染症（2類相当）	感染症法上の分類	5類
原則7日間（法的根拠あり）	感染者の待機期間	5日の療養が目安（法的根拠なし）
発症翌日から7日、かつ、症状が軽快した後1日	学校の出席停止	発症翌日から5日、かつ、症状が軽快した後1日
原則、外出自粛を要請	感染者の外出（有症状者）	外出を控えることを推奨
全数把握で毎日公表	新規感染者数の把握・公表	定点把握で1週間ごとに公表
	死亡者数の把握・公表	人口動態統計で公表(2ヶ月後)
コロナ相談全般	相談対応	発熱時等の受診相談
診療・検査医療機関が中心	診療対応	幅広い医療機関で対応
公費で負担	医療費（検査費含む）	自己負担あり ※ただし9月末まで、 ・高額なコロナ治療薬は自己負担なし ・入院費は最大2万円減額
屋内：原則着用	マスクの取扱い	個人の判断
屋外：原則不要		

※5類移行後は各個人・事業者の自主的な感染対策
 →「マスクの取扱い」、「手洗い等の手指衛生、換気」、「「三つの密」の回避、人と人との距離の確保」等について周知

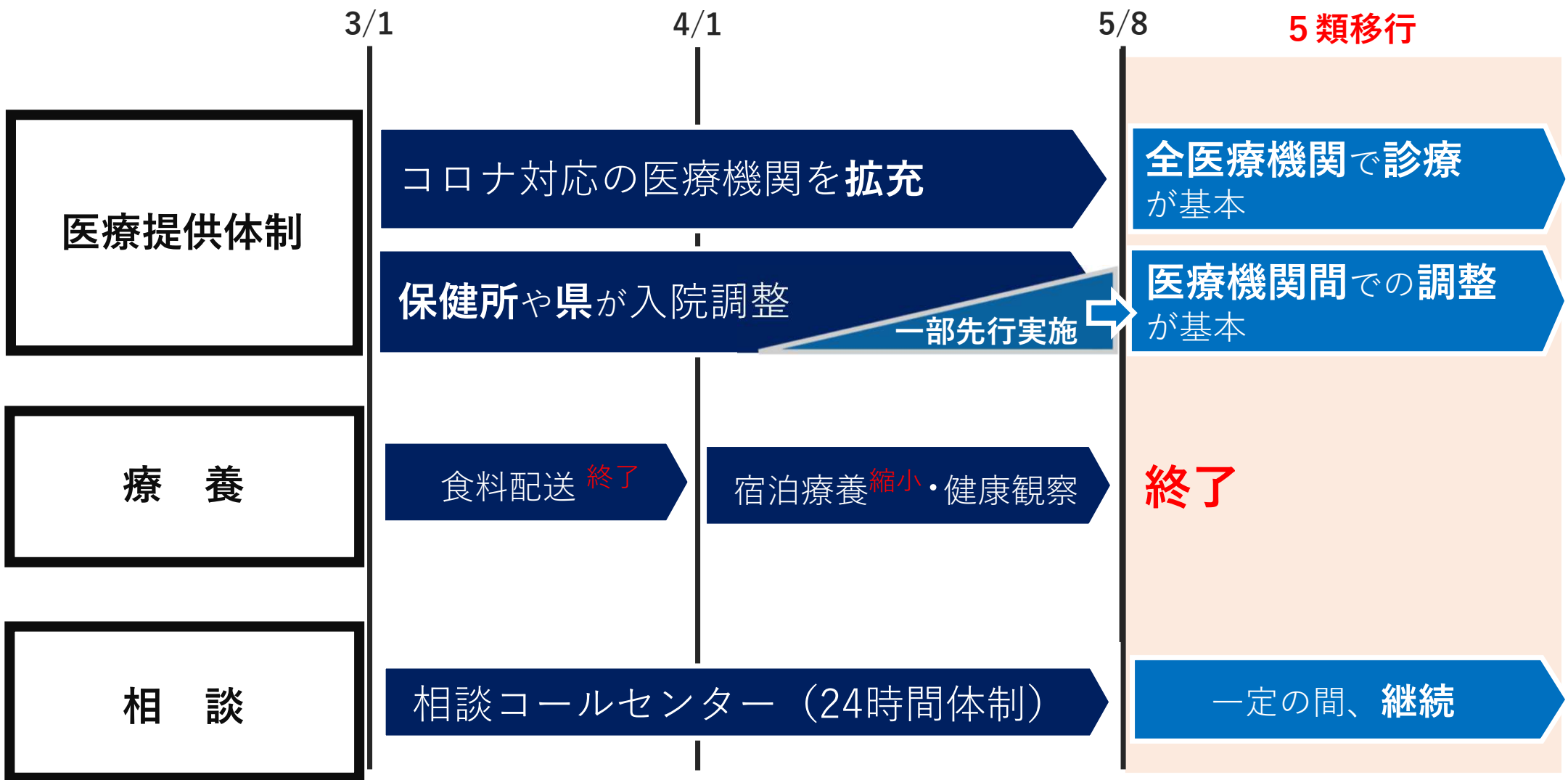
各部局からの報告事項について

各部局からの報告事項は別添のとおりである。

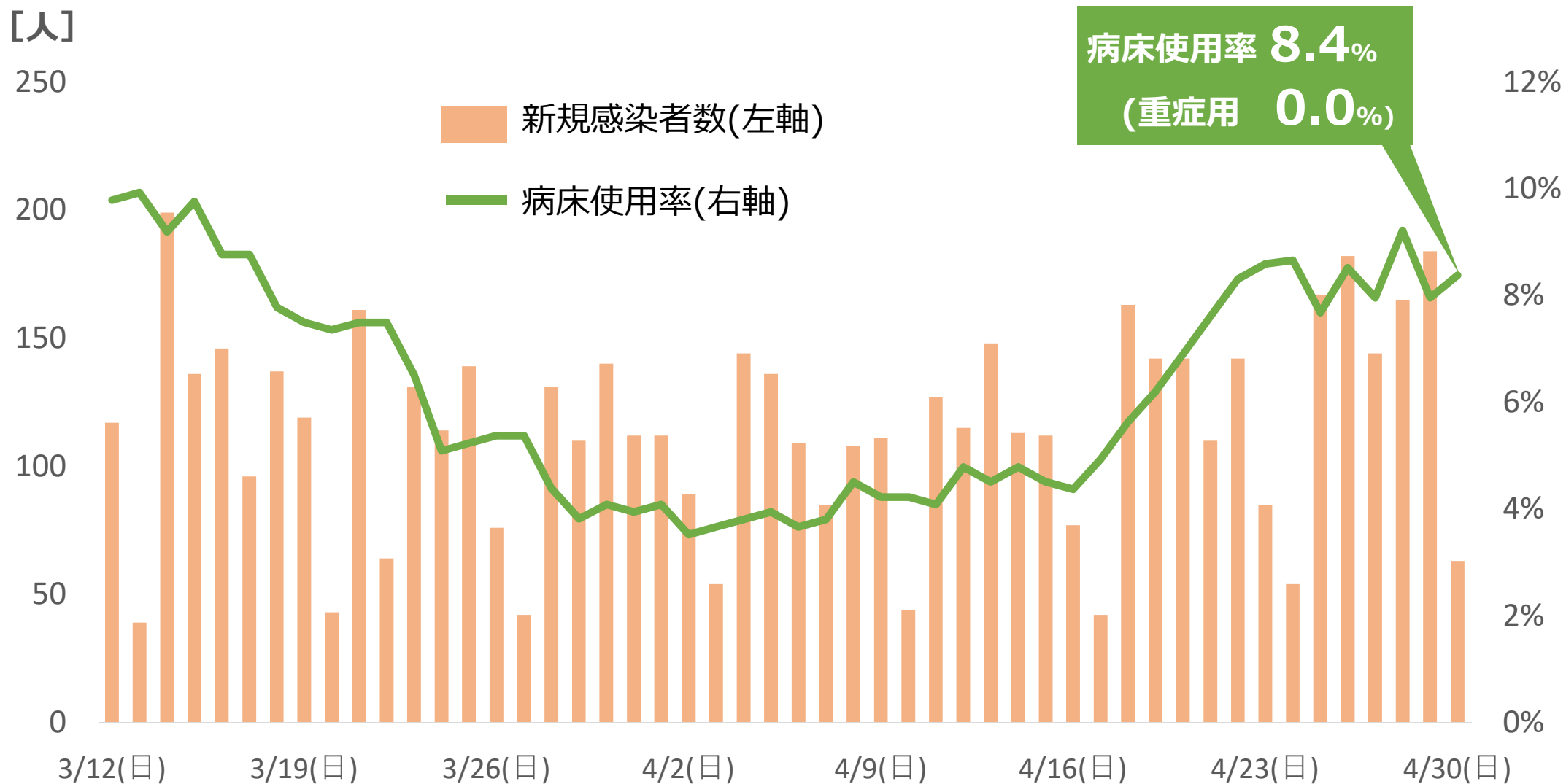
別添資料

- ・ポストコロナロードマップ（保健・医療）
- ・病床使用率と新規感染者数の推移
- ・5類移行後の感染防止対策の周知について

ポストコロナロードマップ【保健・医療】



病床使用率と新規感染者数の推移



5 類移行後の感染防止対策の周知について

R5.5.1 危機管理課・健康福祉部

○ 以下の内容を県ホームページ等で周知・広報する。

1 マスクの取扱い ※「マスク着用は個人の判断」スライド画像を添付して周知

- ・マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用するかは**個人の判断**に委ねられます。
- ・着用は義務や強制ではありませんので、周囲の**同調圧力**を感じる必要はありません。なお、公共施設や商業施設などにおいては、各施設管理者が個別の事情で入場時のマスク着用をお願いしている場所もありますので、その指示に従ってください。
- ・**医療機関**や**高齢者施設**を訪問する場合には、マスクの着用を**推奨**します。
- ・**重症化リスクの高い方**（高齢者、妊婦等）が混雑した場所に行く場合は、マスク着用が効果的です。

2 手洗い等の手指衛生、換気

- ・手洗い等の手指衛生、換気については、基本的な感染防止対策として**有効**です。

3 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保

- ・流行期において、高齢者等**重症化リスクの高い方**は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として**有効**とされています（避けられない場合はマスク着用が効果的です）。

マスク着用は個人の判断

ただし、以下の場面では着用を推奨します

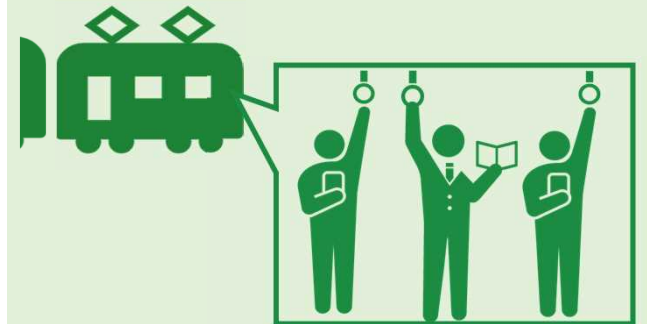
医療機関を受診



医療機関・
高齢者施設を訪問



混雑時の電車・バス



重症化リスクの高い人が混雑したところに行く

高齢者



妊婦



基礎疾患のある方

